

# 厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の

## 一部改正に関する意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正に係る意見交換会	
開催日時	令和7年7月 15 日(火)午後5時 45 分から6時 40 分まで	
開催場所	厚木市役所 第二庁舎 16 階 会議室	
参加者数	7人	
担当課	生活環境課	
結果公開日	令和7年7月 28 日(月)	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 条例(案)の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	罰則はいくらか。	2,000 円で考えております。
2	路上喫煙防止指導員の業務は無償か。	市の会計年度任用職員として採用します。給料に関しては時給か日給かは未定です。
3	路上喫煙に関しては夜が多いとは思いますが、路上喫煙防止指導員の勤務時間体制はどうするのか。	9時から 12 時まで、17 時から 20 時まで、20 時から 23 時までの3部体制、人数は各時間帯 2 人 1 組で考えております。
4	現行条例における指導に関して、結果や件数、市民の反応はどうだったか。	様々な人がいるため、指導に従う人とそうでない人がいます。 なお、路上喫煙防止指導員に任命した市職員が路上喫煙パトロールにおいて

		<p>注意喚起を行った件数は次のとおりです。</p> <p>令和元年度 49人 令和2年度 23人 令和3年度 21人 令和4年度 18人</p> <p>※令和5年度以降については、環境保全指導員とともに実施する路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンにおける啓発活動に注力し、注意喚起件数は集計していません。</p>
5	<p>市民アンケートで路上喫煙禁止区域を知らない人は4分の1の割合であるが、過料を設ける前に路上喫煙禁止区域に関する周知をするべきなのではないか。</p>	<p>今後、市民等が路上喫煙禁止区域を容易に理解できるような周知方法を模索していく必要があると考えます。</p>
6	<p>条例改正に伴う路上喫煙禁止区域に関して、市民に知らせる必要があるため、禁止看板はイラストによるイメージだけではなく、ふりがなをつけ、簡単な文章を使った方が様々な人の理解を深めることに繋がると思う。</p>	<p>御意見として参考にさせていただきます。</p>
7	<p>条例改正後、路上喫煙防止指導員にかかるコスト、研修、過料を徴収する手続き、受け取った過料の形状、過料の横領の可能性、市民が条例を新たに理解しなければいけない負担を考えた上で、改正することは見合っているか。</p>	<p>路上喫煙をなくしていくに当たって、お金がかかってしまうのは避けて通れないと考えており、路上喫煙防止指導員を配備しなければならない状態になっています。今後、他の自治体を参考に、マニュアル作りを徹底し、体制を整備していきます。</p>
8	<p>環境保全指導員から何か意見をもらったか。</p>	<p>厚木市は他の自治体に比べ、規定が指導までというところで遅れており、それにより指導員の方々は苦々しい思いをしていると思うので、過料を設け、抑止力になれば、と考えております。</p>
9	<p>平成15年から条例が施行されるに当たり、過料がないことに関して、討議はあったか。</p>	<p>当時はむやみやたらに罰金をとることは好ましくない、みせしめのような罰金はやめた方がよい、十分に周知され、順守されなければ導入できないのではないかと考えた考えであり、ま</p>

		た指定区域内のたばこ販売店との調整が難航しているとの理由で罰金ではなく指導の規定を設けました。
10	歩行喫煙調査の定点計測において令和6年度では1万人当たりの歩行喫煙者数が10.4人を超え、令和5年度以前と比べて倍以上に増えたが、外部要因はあるのか。	4つの調査箇所のうち、厚木一番街(トキワヤ第3ビル付近)では路上喫煙がしやすい環境になってしまっていることが原因の一つであると考えます。
11	路上喫煙禁止区域の見直しについて、本厚木駅南口は「どんぐり公園」までエリアを広げてほしい。 厚木バスセンター内の禁止区域は継続していただき、愛甲石田駅のタクシープール内も禁煙としてほしい。	御意見として参考にさせていただきます。
12	路上だけでなく、公園内(大手公園、どんぐり公園)の喫煙場所の再整備も併せて実施してほしい。 ※横浜市は公園内全て禁煙になった。	いただいた御意見は担当部署に情報共有させていただきます。
13	路上に面した店舗敷地(路地、店先)などの喫煙についても禁止又は制限を検討してほしい。	御意見として参考にさせていただきます。
14	路上喫煙防止指導員のパトロールの時間帯とエリアを広げていただきたい。	御意見として参考にさせていただきます。
15	喫煙場所の利用について、電子タバコだけ許可することを検討してはどうか。 ※海老名市は分けている。	御意見として参考にさせていただきます。